

《被扶養者としての認定をうけるための必要書類一覧表》平成21年4月

1. 印は高校卒業後の方についてのみ添付。
2. 高校卒業後の学生で在学中の方は学生証のコピー、又は在学証明書のコピーのみ添付。（他の書類は不要）

区分	提出書類	同居・別居の区別	記者住 載全民 の員票 もの（ の続同 柄居 ）	戸 籍 謄 本	非 課 税 証 明 書 又 は 市 区 町 村 長 発 行 の 収 入 証 明 書 又 は	被 扶 養 者 現 況 届 （ 注1 参 照 ）	年 金 受 給 者 の 方 は 年 金 額 改 定 通 知 書 等 の コ ピ ー （ 注2 参 照 ）	送 金 を 証 明 す る 機 関 の 振 込 受 領 書 等 の コ ピ ー	備 考	
										同居
同居して いない くても 認めら れる人	祖父母	同居							養祖父母の場合 印の書類も添付	
	父母	同居							養父母の場合 印の書類も添付	
		別居								
	夫	同居								
		別居								
	妻	同居								
別居										
子	同居	注3				注3		養子の場合、 印の書類も添付		
弟妹又 は孫	同居									
	別居									
同居して いない ければ 認めら れない人	兄弟	同居								
	義父母	同居								
	甥・姪	同居								
	伯父 伯母	同居								

注1. 西日本パッケージ健康保険組合専用の用紙です。申請時の生計維持関係、年金、その他の収入の有無、扶養する理由などを詳しくご説明ください。

注2. 年金受給者とは、老齢年金、遺族年金、障害年金などをもらっている人のことです。

注3. 母子家庭の方は、イ又は口のいずれかの書類

- イ、 家族全員の住民票（続柄記載のもの）（原本）と被扶養者現況届（養育費の有無を明記）
- 口、 児童扶養手当証書（コピー）

その他

1. 出産手当金または傷病手当金の受給中は扶養認定されません。
2. 退職者で失業給付受給の取り扱い
 - (1) 雇用保険基本手当を受給しない者
 - ・ 雇用保険被保険者離職票1と2及び受給期間延長通知書の原本、又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のコピーを提出
 - (2) 雇用保険基本手当を受給する者
 - ・ 雇用保険受給資格者証のコピーを提出
 - ・ 失業給付待期間中及び給付制限期間中は扶養認定されませんが、雇用保険基本手当の日額が年収換算して130万円以上の者は、原則として雇用保険基本手当受給中は被扶養者としません。
 - ・ 前記の者で雇用保険基本手当受給満了した者は、雇用保険受給資格者証のコピー（支給終了印要）を添付のうえ、「被扶養者（異動）届」を提出
3. 身体障害者の方は「身体障害者手帳」のコピーを添付
4. 以上の他に特別に書類を提出していただくことがありますのでご了承ください。